

日本学術会議との連携に関する申し合わせ

2006年4月23日

〔連携〕

第1条 本連合は、社会福祉分野の研究の推進を図るため、日本学術会議社会学委員会社会福祉分科会と連携し、社会福祉学系会員並びに連携会員の活動に協力し、支援する。

〔総会等への出席〕

第2条 日本学術会議社会福祉学系会員は、本連合の総会等に出席し、意見を述べることができる。

2 日本学術会議社会福祉学系連携会員は、必要に応じ本連合の総会等に出席し、意見を述べることができる。

〔予算編成への要望〕

第3条 日本学術会議社会福祉学系会員は、本連合の予算編成にあたり必要な要望を行うことができる。